

議案第60号

川崎市旅館業法施行条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市旅館業法施行条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成30年 2月22日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市旅館業法施行条例の一部を改正する条例

川崎市旅館業法施行条例（平成15年川崎市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第1条第1項第11号、第2項第10号、第3項第7号及び第4項第5号」を「第1条第1項第8号、第2項第7号及び第3項第5号」に改める。

第5条第1号中「宿泊者」の次に「（他の宿泊者がいない場合にあつては、営業者。次号において同じ。）」を加える。

第6条を削る。

第7条の見出し中「旅館営業」を「旅館・ホテル営業」に改め、同条中「第1条第2項第10号」を「第1条第1項第8号」に、「旅館営業」を「旅館・ホテル営業」に、「別表第3」を「別表第2」に改め、同条を第6条とする。

第8条中「第1条第3項第7号」を「第1条第2項第7号」に、「別表第4」を「別表第3」に改め、同条を第7条とする。

第9条中「第1条第4項第5号」を「第1条第3項第5号」に、「別表第5」を「別表第4」に改め、同条を第8条とする。

第10条第1項第1号中「別表第2第7項及び第8項、別表第3第4項及び第5項並びに別表第4第4項」を「別表第2第4項及び第5項並びに別表第3第4項」に改め、同項第2号中「別表第4第7項第4号」を「別表第3第7項

第4号」に改め、同条第2項中「別表第2第10項、別表第3第7項及び別表第4第9項」を「別表第2第7項及び別表第3第9項」に改め、同条を第9条とする。

第11条を第10条とする。

別表第1第1項中「営業施設」を「旅館業の施設」に改め、同表第2項第1号を次のように改める。

(1) 旅館・ホテル営業の施設にあつては、3.3平方メートルにつき1人（寝台を置く客室にあつては、4平方メートルにつき1人）とすること。

ただし、省令第5条第1項に掲げる施設にあつては、1.65平方メートルにつき1人とすること。

別表第1第7項中「営業施設」を「旅館業の施設」に改め、同表第8項第17号中「遊離残留塩素の検査記録は、検査」を「遊離残留塩素濃度の測定記録は、検査及び測定」に改める。

別表第2を削る。

別表第3中「（第7条関係）」を「（第6条関係）」に改め、同表第4項中「から玄関帳場」を「（自動車の駐車のために供するための建築物又は区画をいう。以下同じ。）から玄関帳場等（宿泊しようとする者との面接に適する玄関帳場（以下「玄関帳場」という。）その他当該者の確認を適切に行うための設備として省令第4条の3に定める基準に適合するものをいう。以下同じ。））」に改め、同表第5項中「玄関帳場」を「玄関帳場等」に改め、同項第2号中「受付台」を「玄関帳場に設ける受付台」に改め、同表第6項中第4号を削り、第5号を第4号とし、同項第6号中「和室は、」を削り、同号を同項第5号とし、同表第7項中「別表第2第10項各号に掲げる基準に適合する」を「次の要件を満たすものである」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 入浴設備の外部から見透かすことができない構造であり、共同用の入浴設備にあつては、男女を区別していること。

(2) 浴室の床及び腰張りは、コンクリート、タイルその他これらに類する不透水性の耐水材料を用い、浴用に供した汚水を適正に排水できる構造

であること。

- (3) 共同用の入浴設備にあつては、流し場に適当な数の湯栓及び水栓を設けること。
- (4) 換気上有効な窓又は機械換気設備を有すること。
- (5) 適当な広さの脱衣所を有し、共同用の入浴設備にあつては、衣類その他の携帯品を入浴者ごとに保管できる設備を有すること。
- (6) 貯湯槽を設置する場合にあつては、貯湯槽内の湯水の温度を、湯の補給口、底部等全ての箇所において、通常の使用状態において60度以上に保ち、かつ、最大使用時においても55度以上に保つ能力を有する加温装置を設置すること。ただし、これにより難い場合にあつては、レジオネラ属菌が繁殖しないように貯湯槽内の湯水の消毒設備が備えられていること。
- (7) ろ過器を設置する場合にあつては、ろ過器は、1時間当たりのろ過能力が浴槽の容量以上であり、ろ材が逆洗浄その他の適切な洗浄方法で汚れを排出できるものであるとともに、ろ過器に毛髪等が混入しないよう浴槽水がろ過器に入る前の位置に集毛器を設けること。
- (8) ろ過器等により浴槽水を循環させる構造の浴槽にあつては、循環している浴槽水の補給口及び吸込口は、浴槽の底部に近い部分に設けるとともに、浴槽水が支障なく循環するよう補給口と吸込口を十分に離して配置すること。
- (9) 浴槽水の消毒に使用する塩素系薬剤等の注入口又は投入口は、浴槽水がろ過器に入る直前の部分に設けること。
- (10) 浴槽からあふれた湯水を浴用に供する構造になっていないこと。
- (11) 湯栓、水栓、打たせ湯及びシャワーは、浴用に供した湯水を使用する構造でないこと。
- (12) 浴槽に気泡発生装置等を設置する場合にあつては、気泡発生装置等の空気取入口から土ぼこり等が入らない構造であること。
- (13) 屋外に浴槽を設ける場合にあつては、その浴槽水が配管等を通じて屋

内の浴槽水に混合しない構造であること。

別表第3第9項中「別表第2第11項各号に掲げる基準に適合する」を「次の要件を満たすものである」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 調理場に接続して設けられていないこと。
- (2) 窓その他の開口部には、ねずみ、昆虫等の侵入を防ぐ構造設備を有すること。
- (3) 流水式手洗設備を有すること。
- (4) 換気上有効な窓又は機械換気設備を有すること。
- (5) 便所が設けられていない客室を有する階には、適当な数の共同用の便所を有すること。
- (6) 共同用の便所の便器の数は、便所が設けられていない客室の宿泊定員数に応じたものであること。

別表第3を別表第2とする。

別表第4中「(第8条関係)」を「(第7条関係)」に改め、同表第4項中「宿泊しようとする者との面接に適する玄関帳場その他これに類する設備」を「玄関帳場等」に改め、同表第5項中「玄関帳場」を「玄関帳場等」に改め、同表第6項中「玄関帳場」を「玄関帳場等」に改め、同項第2号中「受付台」を「玄関帳場に設ける受付台」に改め、同表第9項中「別表第2第10項各号」を「別表第2第7項各号」に改め、同表第11項第2号中「昆虫等」の次に「の侵入」を加え、同表を別表第3とする。

別表第5中「(第9条関係)」を「(第8条関係)」に改め、同表第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り上げ、同項第6号中「客室は、」を削り、同号を同項第5号とし、同表第3項中「別表第2第10項各号」を「別表第2第7項各号」に改め、同表第5項中「別表第4第11項各号」を「別表第3第11項各号」に改め、同表を別表第4とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年6月15日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 旅館業法の一部を改正する法律（平成29年法律第84号）附則第5条第1項の規定による許可の申請があった場合には、この条例の施行の日前においても、改正後の条例第6条、第9条第1項第1号及び第2項（別表第2に係る部分に限る。）、別表第1並びに別表第2の規定の例により、その許可を与えることができる。

参考資料

制 定 要 旨

旅館業法及び旅館業法施行令の一部改正に伴い、旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準を定めること等のため、この条例を制定するものである。